

【第1問】

問1 正解 2

1. ○ 適切。他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、自らが作成する部分が「主」で、引用する部分が「従」となるように、分量においても主従関係を明確にしなければならない。
2. × 不適切。他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、自らが作成する部分と引用する部分が明確に区別されていなければならない。引用部分に「」を使用したり、太字にしたりするなど。
3. ○ 適切。他人の著作物を自分の著作物に引用する場合、引用する著作物のタイトルと著作者名を明記して引用元を明らかにしなければならない。

問2 正解 1

1. (ア) を求める：311万円 ∴誤り

$$\text{〇年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$\begin{aligned} 4 \text{ 年後の基本生活費} &: 287 \times (1 + 0.02) = 310.658 \cdots \\ &\rightarrow 311 \text{（万円、万円未満四捨五入）} \end{aligned}$$

2. (イ) を求める：203万円 ∴正しい

$$\text{年間収支} = \text{その年の収入合計} - \text{その年の支出合計}$$

$$\begin{aligned} 2023 \text{ 年の年間収支} &: 830 - 627 = 203 \\ &\rightarrow 203 \text{（万円、万円未満四捨五入）} \end{aligned}$$

3. (ウ) を求める：841万円 ∴正しい

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$\begin{aligned} 2025 \text{ 年の金融資産残高} &: 627 \times (1 + 0.01) + 208 = 841.27 \\ &\rightarrow 841 \text{（万円、万円未満四捨五入）} \end{aligned}$$

【第2問】

問3 正解 3

1. ○ 適切。株価収益率（P E R）で比較した場合、H X株式会社の株価は日経平均採用銘柄の平均（予想ベース）より割安である。

$$P E R（株価収益率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$H X \text{ 株式会社の } P E R = \frac{2,200 \text{ 円}}{730 \text{ 円}} = 3.0136 \cdots \text{ 倍} \rightarrow \underline{3.01 \text{ 倍}}$$

∴日経平均採用銘柄の平均（予想ベース）のP E Rは12.27倍であるから、H X株式会社の株価は割安である。

2. ○ 適切。株価純資産倍率（P B R）で比較した場合、H X株式会社の株価は東証プライム全銘柄の平均より割安である。

$$P B R（株価純資産倍率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純資産}}$$

$$H X \text{ 株式会社の } P B R = \frac{2,200 \text{ 円}}{4,280 \text{ 円}} = 0.514 \cdots \text{ 倍} \rightarrow \underline{0.51 \text{ 倍}}$$

∴東証プライム全銘柄の平均P B Rは1.12倍であるから、H X株式会社の株価は割安である。

3. × 不適切。配当利回り（単純平均）で比較した場合、H X株式会社の配当利回りは東証スタンダード全銘柄の平均（予想ベース）より高い。

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{1 \text{ 株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$H X \text{ 株式会社の配当利回り（\%）} = \frac{200 \text{ 円}}{2,200 \text{ 円}} \times 100 = 9.090 \cdots \% \rightarrow \underline{9.09 \%}$$

∴東証スタンダード全銘柄の平均（予想ベース）は2.27％であるから、H X株式会社の配当利回りは高い。

問4 正解 1

1. ○ 適切。上場株式の売買において、普通取引は約定日（売買成立）から起算して3営業日目に決済（受渡し）が行われる。9月29日に約定日（売買成立）であるため、決済日（受渡日）は10月3日になる。
2. × 不適切。9月28日に約定日（売買成立）であるため、決済日（受渡日）は10月2日になる。権利確定日9月29日には間に合わないため、配当金を受け取ることができない。
3. × 不適切。権利確定日が9月29日である場合、9月27日に約定日（売買成立）が最終の取引になるため、権利落ち日はその翌営業日9月28日である。

問5 正解 3

- ・金地金の売買において、海外の金価格（米ドル建て）が一定の場合、円高（米ドル／円相場）は国内金価格の（ア 下落）要因となる。
- ・個人が金地金を売却した場合の所得については、保有期間が（イ 5年）以内の場合、短期譲渡所得として課税される。
- ・純金積立てにより購入した場合、積み立てた金を現物で受け取ることが（ウ できる）。

《解説》

- （ア）金地金の取引は米ドルで行なわれるため、国内の金価格は為替の影響を受ける。海外の金価格（米ドル建て）が一定の場合、円高（米ドル／円相場）は国内金価格の下落要因となる。
- （イ）個人が金地金を売却した場合の所得については、原則、譲渡所得として、給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となる。保有期間が5年以内の場合、短期譲渡所得として課税される。
- （ウ）積み立てた金を現物で受け取ることができる。

【第3問】

問6 正解 2

【定期借地権】

種類	一般定期借地権	（イ 事業用） 定期借地権等	建物譲渡特約付借地権
借地借家法	第22条	第23条	第24条
存続期間	（ア 50）年以上	10年以上50年未満	30年以上
契約方式	公正証書等の書面	公正証書	指定なし
契約終了時の建物	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する	原則として借地人は建物を取り壊して土地を返還する	（ウ 土地所有者）が建物を買収する

問7 正解 1

【媒介契約の種類とその概要】

	一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
複数業者への重複依頼	可	不可	不可
自己発見取引	可	（イ 可）	不可
依頼者への業務処理 状況報告義務	（ア なし）	2週間に1回以上	1週間に1回以上
指定流通機構への 登録義務	なし	媒介契約締結日の 翌日から7営業日 以内	媒介契約締結日の 翌日から（ウ 5） 営業日以内

【第4問】

問8 正解 3

飯田雅彦さんが、2023年中に交通事故により死亡（入院・手術なし）した場合に支払われる死亡保険金は、合計（ア 4,200万円）である。

《解説》

入院も手術もすることなく交通事故により死亡しているため、下記の給付金を受け取ることができる。

終身保険金額（主契約保険金額）	500万円
定期保険特約保険金額	3,000万円
特定疾病保障定期保険特約保険金額	400万円
傷害特約保険金額	300万円

∴保険金の合計 500万円＋3,000万円＋400万円＋300万円＝4,200万円

問9 正解 3

2012年1月1日以降に大垣正臣さんが締結した契約の生命保険料控除について、

- ① 定期保険（無配当）：年間支払保険料65,040円←新生命保険料控除の対象
- ② 医療保険（無配当）：年間支払保険料50,400円←介護医療保険料控除の対象

生命保険料控除額の速算表により、年間保険料に応じた控除額を求める。

- ① $65,040円 \times 1/4 + 20,000円 = 36,260円$
- ② $50,400円 \times 1/4 + 20,000円 = 32,600円$
- ①＋②＝36,260円＋32,600円
＝68,860円

問10 正解 3

- 1. × 不適切。本肢は告知義務についての説明である。通知義務とは、契約者または被保険者は通知を求められている事項（被保険者の職業・職務の変更）について、遅滞なくその事実を通知しなければならない。
- 2. × 不適切。一部保険とは、保険金額（契約金額）が保険価額（時価）より小さい保険のことである。保険金額が保険価額の80%未満の場合は、実際の損害額から削減して保険金が支払われることになる。
- 3. ○ 適切。再調達価額とは、保険の対象と同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額のことである。なお、再調達価額から減価償却分（使用による消耗分）を差し引いた額を時価額という。

【第5問】

問11 正解 1

大津さん（66歳）の2023年分の所得税における総所得金額：132万円

- ・給与所得の金額＝アルバイト収入－給与所得控除額
＝200万円－200万円×30%＋8万円
＝132万円
- ・雑所得の金額＝老齢基礎年金の年金額－公的年金等控除額（65歳以上の者）
＝78万円－110万円
＝▲32万円 ∴0円
- ・総所得金額＝給与所得の金額＋雑所得の金額
＝132万円＋0円
＝132万円

問12 正解 1

《医療費控除の控除額》

総所得金額等の合計額×5% と 10万円 のいずれか低い方の金額であり、200万円が上限になる。

（注）井上さんの2023年分の所得は給与所得800万円のみである。

$800\text{万円} \times 5\% = 40\text{万円}$ $40\text{万円} > 10\text{万円}$ ∴医療費控除の控除額は10万円

なお、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく、総所得金額等の5%の金額になる

- ・人間ドック代（重大な疾病は発見されていない） 8万円 →×対象外
- ・入院費用（医療保険による給付金を控除後） 24万円※→○対象
- ・健康増進のためのビタミン剤の購入代 3万円 →×対象外
- ・骨折のため整形外科へ支払った治療費 5万円 →○対象

∴医療費控除の金額（200万円限度）＝実際に支払った医療費の合計額※－10万円
＝（24万円＋5万円）－10万円
＝19万円

※生命保険契約などの入院費給付金や、健康保険などの高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など、保険金などで補てんされる金額は差し引く。予防のための医療費は対象外である。

【第6問】

問13 正解 2

本問において、第一順位の相続人は達哉さんと勇斗さん（すでに死亡している奈津子さんの代襲相続人）である。優子さんは相続を放棄しているため民法上の相続人ではない。また、放棄の場合は代襲もない。

したがって、民法上の相続人は、妻：由希さん、子：達哉さん、奈津子さんの代襲相続人：勇斗さんである。法定相続分は、由希さん 1/2、達哉さん 1/4、勇斗さん 1/4である。

問14 正解 3

【佐野さんの回答】

「被相続人の死亡によって相続人等が取得した生命保険金や損害保険金で、その保険料の全部または一部を被相続人が負担していたものは、相続税の課税対象となります。この死亡保険金の受取人が相続人である場合、すべての相続人が受け取った保険金の合計額が次の算式によって計算した非課税限度額を超えると、その超える部分が相続税の課税対象になります。非課税限度額は『(ア 500) 万円× (イ 法定相続人) の数』で求められます。」

相続人が受け取る死亡保険金の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

問15 正解 2

暦年課税は、1 暦年間（1 月 1 日から12月31日まで）に受贈者が贈与により取得した財産の合計額から基礎控除110万円を控除した残額に対して課税される。

《適用税率》

- 18歳以上の者が直系尊属（父母や祖父母など）から受贈：特例税率
- それ以外の受贈：一般税率

本問は、現金180万円を父から子（35歳）に、現金50万円を祖父から孫（35歳）、現金200万円を祖母から孫（35歳）に贈与したケースであるため、特例税率の速算表を用いて贈与税額を計算する。

$$\begin{aligned}\text{贈与税額} &= (\text{贈与税の課税価格} - \text{基礎控除}) \times \text{税率 (速算表より)} \\ &= (180\text{万円} + 50\text{万円} + 200\text{万円} - 110\text{万円}) \times 15\% - 10\text{万円} \\ &= \underline{38\text{万円}}\end{aligned}$$

【第7問】

問16 正解 3

＜安藤家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	2,800
普通預金	230	負債合計	2,800
定期預金	200	[純資産]	(ア <u>1,465</u>)
投資信託	180		
上場株式	150		
財形年金貯蓄	270		
生命保険（解約返戻金相当額）	35		
不動産（自宅用マンション）	3,200		
資産合計	4,265	負債・純資産合計	4,265

＜バランスシートの作成の手順＞

- ① 設例のデータ [保有財産（時価）] [負債残高] から、安藤家の資産合計と負債合計を求める。

資産合計は4,265万円、負債合計は2,800万円となる。

- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も4,265万円となる。

- ③ 純資産を求める。

純資産＝資産合計－負債合計＝4,265万円－2,800万円＝1,465万円

問17 正解 3

退職一時金のうち600万円を年利2.0%で複利運用しながら5年間で均等に取り崩す。

年間で取り崩すことができる最大金額は、「退職一時金の一部×資本回収係数」で求められる。

600万円×0.21216（2.0%・5年の資本回収係数）＝1,272,960円

問18 正解 3

- 適切。原則として老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に繰上げ請求をする必要がある。なお、繰下げ請求については、老齢厚生年金と老齢基礎年金でそれぞれ選択できる
- 適切。繰上げ受給した場合の年金額は、繰上げ月数1月当たり0.4%の割合で減額される。なお、減額率は一生変わらない。
- × 不適切。老齢年金を繰上げ請求した後は、繰上げ請求を取消すことはできない。したがって、65歳になるまでであっても、繰上げ受給を取り消して65歳からの受給に変更することができない。

問19 正解 2

パートタイマーとして、特定適用事業所である株式会社S Xで「週25時間、月給12万円、雇用期間の定めなし」で働く場合は、国民年金の第2号被保険者である。

【国民年金の第2号被保険者の対象要件】

- 1週30時間以上および1月の所定労働日数が15日以上

なお、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等において、以下の通り、全3要件に該当すれば対象になる。

- 週の所定労働時間が20時間以上あること
- 賃金の月額が8.8万円以上であること
- 学生でないこと

※2022年10月より、「雇用期間が1年以上見込まれること」が、要件から除外されている。

問20 正解 1

1. × 不適切。i D e C oに加入した場合、拠出した掛金全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象となる。
2. ○ 適切。老齢給付金は年金として受け取ることができるほか、一時金として受け取ることもできる。
3. ○ 適切。国民年金の第3号被保険者である明子さんも、i D e C oに加入することができる。

第1号被保険者		→	年額81.6万円
第2号被保険者	企業年金無し	→	年額27.6万円
	企業型DCのみに加入	→	年額24.0万円
	DBと企業型DCに加入	→	年額14.4万円
	DBのみに加入	→	
	公務員等	→	
第3号被保険者		→	年額27.6万円

※DC：確定拠出年金、DB：確定給付企業年金、厚生年金基金